

包括外部監査結果に係る措置通知

(平成 22 年度～平成 26 年度監査)

目 次

1 平成 22 年度

「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

- (1) 措置通知 平成 24 年 1 月 24 日 1
- (2) 措置通知 平成 26 年 1 月 27 日 8
- (3) 措置通知 平成 27 年 1 月 26 日11

2 平成 23 年度

「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

- (1) 措置通知 平成 25 年 2 月 5 日12
- (2) 措置通知 平成 27 年 1 月 26 日26

3 平成 24 年度

「東日本大震災後における子育て・教育環境の整備事業について」

- (1) 措置通知 平成 26 年 1 月 27 日28
- (2) 措置通知 平成 27 年 1 月 26 日33

4 平成 25 年度

「市の債権事務の執行について」

- 措置通知 平成 27 年 1 月 26 日34

5 平成 26 年度

「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び運営管理について」

- 措置通知 平成 28 年 1 月 22 日40

※ 公表された措置通知をそのまま掲載している。

1 包括外部監査の対象

「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

2 いわき市長から措置通知のあった日

平成 24 年 1 月 24 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
〈保健福祉部〉 ■ 補助金等について - 要綱に準拠した補助金の交付を行うべきもの いわき市老人クラブ補助金交付要綱で規定する活動状況報告書の添付を省略して、実施報告書のみで、実績報告書を受理していた。 補助金の不正受給を防ぐ為にも、要綱に準拠した補助金の交付を行うべきである。 (55ページ…「平成22年度包括外部監査の結果に関する報告書及びこれに添えて提出する意見」におけるページを示す。以下同じ。) - いわき市社会福祉施設整備資金に係る利子補給の承認申請書類について 市社会福祉施設整備資金に関する利子補給要綱で申請に必要な書類として、収支予算書及び前年度決算書が規定されている。これに対し、市が申請者に対し説明している資料「平成 21 年度いわき市社会福祉施設整備資金に係る利子補給事業事務手続フロー」では、借入金償還に係る収支予算書及び前年度の借入金償還に係る決算書となっており、実際にはこちらの提出を受けていた。借入を行った法人の財務状況から借入金の返済能力を判断するためには、法人の収支予算書や決算書は必要不可欠なものであり、現在提出を受けている借入金償還に関する予算書や決算書では不十分であることから、要綱に従った適正な措置を	老人クラブ連合会に対し、単位クラブの活動状況報告書の添付について指導を行いました。 今後は、要綱に準拠した補助金の交付を行うよう適切に対応してまいります。 併せて、会員の高齢化（会員平均年齢80歳）が進み、申請書類の簡素化を望む声が多いため、活動状況報告書を含め申請書類の見直しを検討します。 【長寿介護課】 平成23年度からは、当該事業の申請に当たり、法人に対し、収支予算書及び決算書を提出させることとしました。 【長寿介護課】

監査結果	講じた措置
講じていく必要がある。 (58 ページ) ■ 介護保険特別会計について ・ 監査の結果 1) 確固たる徴収に取り組むべきもの 介護保険料を支払う能力がない場合には保険料の減免制度も設けられている中で、本人に支払う意思がなく、その不利益を本人が受けるからということをもって、滞納処分を行うことなく、2年の時効を待って不納欠損処分することは、制度維持や本人の生活を守るためにも適正な措置とはなっていない。 介護保険法第 144 条においても、市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する法律で定める歳入とされており、他の債権と同様、市として、徴収に取り組んでいく必要がある。 (104 ページ)	平成23年度から徴収推進担当員の配置や徴収担当の明確化、徴収嘱託職員の通年雇用などにより、徴収体制の見直しを図るなど、滞納者管理の強化に努めているところです。 また、新たに制度周知のパンフレットを作成し、平成23年度から、新規資格取得者（65歳到達者）に対し、被保険者証交付時に送付しており、介護保険制度の更なる周知と保険料滞納防止に取り組んでおります。 【長寿介護課】

監査結果	講じた措置
〈教育委員会〉 ■ 債権管理について ・保健体育実費徴収金 1) 報告が十分でないもの 学校給食費の滞納状況を調査したところ、平成 21 年度出納整理期間終了日現在の滞納者現況報告書の提出は、平成 21 年度滞納分だけであり、平成 20 年度以前分については、報告を受けていない状況であった。 過年度分についての平成 21 年度における滞納者の状況や督促状況の報告を受けるよう事務処理を徹底する必要がある。 (147 ページ) 2) 適正な督促措置を講じるべきもの 平成 21 年度出納整理期間終了日における学校給食費に係る滞納者現況報告書を見ると、平成 21 年 4 月から納付がなく、生活保護や生活困窮などの理由が付されないまま、納付意思無く納付誓約書が提出されていない中で、学校からの督促は文書督促のみで電話や訪問による納入指導がなされていないものがあった。 また、9 月分納入期日現在で教育委員会は報告を受けることになっているにもかかわらず、その報告も受けておらず、また教育委員会からの催告も実施されていない。 現在、代表者に滞納者の扱いを一任している状況は、要領に従った措置とはなっていない。 要領に従った措置を講ずる必要がある。 (147 ページ)	過年度分の滞納状況については、追って報告させ、担当職員が各小中学校を訪問し、帳票等の確認を行うとともに未納対策について、事務取扱要領に従った事務を行うよう指導・助言をしました。 今後は、事務取扱要領に従い適正な事務の執行に努めてまいります。 【保健体育課】 督促については、担当職員が各小中学校を訪問し、帳票等の確認を行うとともに未納対策について、事務取扱要領に従った事務を行うよう指導・助言をしました。 なお、催告については、現在、発送の準備をしております。 今後は、事務取扱要領に従い適正な事務の執行に努めてまいります。 【保健体育課】

監査結果	講じた措置
・ 請負契約について 3) 小中学校自家用電気工作物保安管理業務委託の完了報告書の金額誤りについて 財団法人東北電気保安協会福島事業本部へ委託した「小中学校自家用電気工作物保安管理業務」に関する平成 22 年 3 月 31 日付の「業務完了報告書」の金額が委託金額と異なっていた。 金額も確認せず、業務完了に係る確認の記名押印しているのは改善すべきである。 (158 ページ) 4) 湯本第三中学校屋内運動場北側駐車場舗装工事の設計額算定誤りについて 「湯本第三中学校屋内運動場北側駐車場舗装工事」の設計金額を積算するに当たり、契約保証料を受け入れる条件であるにも拘らず、契約保証率の補正を失念して計算していた。 (158 ページ)	業務完了報告書については金額を訂正したものと差し替えを行いました。 今後は、十分に注意し、適切に執行いたします。 【教育委員会事務局総務課】 今後は十分に注意し、適切に執行いたします。 【教育委員会事務局総務課】

監査結果	講じた措置
■ 委託について ・指定管理者への委託 4) 指定管理者制度についての監査結果 (ii) 適正な決算書の作成を求めるべきもの 財いわき市教育文化事業団の決算書の職員の状況について、文学館が8名の適正人員とされているのに対し7名の配置、アンモナイトセンターが4名の適正人員とされているのに対し3名の配置と、適正人員を下回ることから質問したところ、正しくは、3) 財いわき市教育文化事業団の状況・(ii) 人員の状況に記載したものであるとのことであった。 適正な報告を徴収していく必要がある。 (170 ページ) (iv) いわき市文化財資料整理・分類業務委託について	今後は十分に注意し、不明確な点については、指定管理者である財いわき市教育文化事業団に対し確認のうえ、適正な決算書の作成に係る指導を行います。 【文化課】
文化財資料整理・分類業務委託に関して、雇用創出事業において財源化された事業による労働者に対し、財いわき市教育文化事業団の就業規則に従い、雇用直後から有給休暇が付与されている状況は、過度に労働者に便宜を与えるものである。 雇用条件を見直し、適正な雇用条件において、多くの必要な事業ができるよう配慮していく必要がある。 (170 ページ)	緊急雇用創出事業に基づく当該業務委託にあたり、雇用条件について福島県雇用労政課に確認したところ、委託先の就業規則（内規）に基づき取り扱ってよいとの見解が示されており、委託先の年次休暇取扱いに関する内規を確認したところ、「雇用月に3日の年休を付与する。ただし、継続する雇用期間が2か月を超えないものについては付与しない」などとされています。 なお、今後も委託先の雇用条件などを確認しながら、効果的な事業の実施に取り組んでいきます。 【文化課】

監査結果	講じた措置
・その他の委託について 1) 実績報告書を提出させるべきもの 総合図書館は、総合図書館施設維持管理業務を(株)ラトブコーポレーションに委託している。 委託の内容については、清掃業務(日常清掃・定期清掃・特別清掃)と環境衛生業務(空気環境測定・害虫駆除業務)を行うこととなっている。 これら業務の実績報告書の提示を求めたところ、清掃業務については、提出されたが、環境衛生業務については、業者から報告書が提出されず口頭による了解で今日まで行ってきたとのことであった。 今後は、報告書を提出させ、市民の快適な施設利用に万全を期すべきである。 (172 ページ) 4) 委託先の業務評価を行うべきもの ア) 史跡白水阿弥陀堂浄土庭園維持管理業務について、随意契約により、宗教法人願成寺に委託を行っている。 管理仕様書に記載されている業務内容には、庭園管理、駐車場の管理、公衆便所管理、その他庭園管理に必要な業務とある。 委託業務には、一日最低でも5時間は管理に従事している事になるが、報告された内容からは、受託者が管理を委託されている自覚があるのか疑義さえ生じる。 委託者の業務評価を行い、低い評価の業者への委託は取りやめるべきである。 (173 ページ)	実績報告書の提出を求め、受領し、所要の書類整備を行いました。 【総合図書館】 受託者から提出された報告書については、受託者が、来館者のマナーに対して苦慮している内容が記載されたものであります。 受託者は、常に業務内容に基づく維持管理に取り組み、良好な環境状況を保つため、責任をもって対応していますが、今回の指摘を踏まえ、これまで以上に受託者との連絡を図りながら、当該業務の適正な遂行に努めてまいります。 【文化課】

監査結果	講じた措置
イ) 駐車場には数年前から、軽自動車が放置されている状況があり、市の担当者によると、軽自動車の所有者と連絡をとる努力はしているが、解決する目途が立っていないとのことである。 (173 ページ) ・ 学校用備品の管理について ① 備品の現物実査を行うべきもの 小学校及び中学校の備品についても、市の財産であり、その管理において、備品の実査は基本である。備品の実査を規定化し、管理を適正に行っていくことが必要である。 (179 ページ)	業務委託場所に放置されていた軽自動車については、財産管理者である当課から、当該車両の所有者に対し、撤去等の指導を行った結果、平成23年2月26日に撤去されました。 今後は、受託者と頻繁に連絡し合うなど意思疎通を図りながら、業務委託場所の良好な環境維持に取り組んでいきます。 【文化課】 いわき市財務規則に基づき、備品の現物実査を行いました。 【学校教育課】

1 平成 22 年度包括外部監査の対象

「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 26 年 1 月 27 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
Ⅱ. 2. (2) 補助金等について ① 社会福祉協議会運営費補助金の算定について検討すべきもの (55 頁) 市からの社会福祉協議会運営費補助金は、事業収入に反映される人件費などについては、算定から差し引かれることとなっている。(中略) (常務理事の事業収入に係る)業務への従事割合を算定して補助金から削減して交付するよう検討すべきである。 Ⅱ. 2. (3) 委託について ② 3) 委託金契約を再考し、清算を行うべきもの (80 頁) 市が、高齢者や障害者が、健康増進施設を利用することを目的に市が補助するのであれば、利用者自身に対する補助として支給すべきものとする。 (その 1)	社会福祉協議会は、社会福祉法に定める地域福祉の推進及び公益にも資する法人の健全な運営を図るため、法人が適切な人材を配置できるよう、安定的な財源及び条件を確保する必要があります。 常務理事は、個々の事業に直接従事しているわけではなく、社会福祉協議会の会長及び副会長を補佐する立場で法人の会務を担っていることから、福島市や郡山市等においても、常務理事に相当する職の人件費についてその全額を補助対象としており、本市においても同様の取扱いとしているところです。 【保健福祉課】 高齢者や障がい者に直接支給するためには、申請書の提出を求め、それに対する許可証の発行や金銭の授受などを行わなければならない、手続きが非常に煩雑になると予想されますが、現在、来館するすべての高齢者、障がい者に対して、平等かつ簡易に補助を提供できていると考えております。 【保健福祉課】

監査結果	講じた措置
市の負担において、健康・福祉プラザにおける障害者等の利用に係る割引を実施しているものとするならば、平成 21 年度の実績についてみたところ、実績額は、委託料を大幅に超えており、委託先の負担増となっており、経営内容を悪化させることから、市の負担において委託料を精算するかなどして、(財)いわき市社会福祉施設事業団に負担を求めないようにすべきである。(その 2) ② 4) 設計金額算定表の作成に当たり算出根拠を明示すべきもの (81 頁) 障害者相談支援事業についてみたところ、1 法人あたり 900 万円で委託しているが、(中略)算定額の基礎ともなる金額について担当者に質問したところ過去に作成したものと思われるものの、その資料が見当たらないとし、明確な回答が得られなく、前例踏襲により設計金額を算定したかのような関係書類を添付しているのが実情である。 算出根拠ともなるべき金額を明示しておらず、算定経費が適正に算出されているか不明なのは、適正でない。 適正な算定根拠となる金額を算出して算定表を作成すべきである。	障がい者・高齢者の利用料金を低廉な価格とすることについては、市の方針として指定管理者へ求めています。具体的な割引内容については、市長の承認を受けて指定管理者が定めています。 また、指定管理者が、契約額(市の予算)を超える割引を行うのは、経営も考えた上で、独自に障がい者・高齢者の利用促進に取り組んだものであります。 なお、精算行為については、平成24年度より契約の内容を変更し、支払を月毎に実績に応じて行うこととし、最終的な実績が委託金額を下回った場合は、実績金額に合わせ変更契約を行うこととしたところです。 【保健福祉課】 指摘後は、設計金額算定にあたって、積算根拠を併せて作成、明示し、委託契約事務をすすめております。 【障がい福祉課】

監査結果	講じた措置
Ⅲ. 2. (4) 委託について ② 2) 競争入札を実施すべきもの (172 頁) 保健体育課は、いわき市立小名浜学校給食共同調理場及びいわき市立常磐学校給食共同調理場に設置されている廃水処理施設の維持管理業務について株式会社トーカンに随意契約により委託している。(中略) しかしながら、契約関連の作業内容を作業写真等から判断するに、特にこの業者でなくてはできないものではなく、いわき市内には、同様の業務を実施している業者もいることから数社による競争入札を実施して経済性が発揮されるよう努めるべきである。	平成24年度以降、市内の業者も含めた指名競争入札を実施いたしました。 【学校支援課】

1 平成 22 年度包括外部監査の対象

「保健福祉部及び教育委員会事務局が実施する事業について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 27 年 1 月 26 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
(1) 債権管理について ① 教育費貸付金元利収入（143頁） (i) 滞納処理事務を定める要領を定めるべきこと 債務者個々人の状況が異なることは当然であるが、債務者に対する市の姿勢や対応については統一的に示される必要があり、徴収担当職員の負担を軽減するためにも、市として、強制執行等に取り組むケース、徴収猶予を行うケースあるいは徴収停止を行うケース並びに保証人に代位弁償を請求するケースなどを具体的に定めていく必要がある。	平成26年度において、奨学資金返還金徴収事務要領を策定しました。 【学校教育課】

1 包括外部監査の対象

「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

2 いわき市長から措置通知のあった日

平成 25 年 2 月 5 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
I 水道事業（水道局）について (1) 土量計算上の不備が認められるもの ① 工事面積の補正について 水道管工事面が不整形である場合や非掘削部分がある場合には整形面を想定するなど補正をかけたうえで土量計算すべきであるが、この補正作業がなされていない工事が散見される。 (36 ページ…「平成 23 年度包括外部監査の結果に関する報告書及びこれに添えて提出する意見」におけるページを示す。以下同じ。) イ 工事番号：勿災 191 非掘削部分も含めた幅と長さで土量計算され、土工床堀・埋戻工の積算に影響している。	当該工事につきましては、非掘削部分があるにもかかわらず、膨大な修繕、連日の復旧作業の中で、修正を失念したものです。 今後は、施工管理方法の見直しを行うほか、いわき管工事協同組合及び事業者に対する監督・指導を徹底して事務の適正な執行に努めます。 【水道局勿来工事事務所】

監査結果	講じた措置
ロ 工事番号：勿災 36 舗装面の取壊しを行わない部分も含めた幅と長さで土量計算され、舗装取壊し産廃運搬処分の積算に影響している。 ハ 工事番号：給 1 災 203 舗装面取壊部分がマンホールの面積を考慮しない幅と長さで土量計算され、舗装取壊し産廃運搬処分の積算に影響している。 ② 修正計算が不完全な工事について 契約番号勿災 88 における土量計算書は、当初幅 1 を 1.40mとしていたものを手書修正で 1.10mとしており、舗装取壊し産廃運搬処分の積算も修正後の 1.10mが用いられているが、この修正後の幅計算では舗装取壊面積以上に土工床堀がなされたことになっている。 (37 ページ)	非舗装版取壊し部分があるにもかかわらず、膨大な修繕、連日の復旧作業の中で、修正を失念したものです。 今後は、施工管理方法の見直しを行うほか、いわき管工事協同組合及び事業者に対する監督・指導を徹底して事務の適正な執行に努めます。 【水道局勿来工事事務所】 福島県土木設計マニュアル〔設計積算編〕の第 4 章に「4－3 構造物の数量から控除しないもの」として、「1 箇所 1.0 m²未満の構造物」と記載されていることから、マンホールの面積については、控除の必要はないものと判断したところです。 なお、修繕工事は通常発注の工事に比べて施工規模が小さく、施工量に占める控除割合が大きくなるため、今後は指摘の内容を考慮し、控除の対象について検討してまいります。 【水道局給水課】 膨大な修繕、連日の復旧作業の中で、修正を失念したものです。 今後は、確認体制を強化して、計算の修正を失念することがないように努めます。 【水道局勿来工事事務所】

監査結果	講じた措置
(2) 近隣同一種工事の発注について 工事番号「給1災602」と「給1災603」の2つの工事箇所は地図上でも民家5軒分程度の距離にあり、同一日、同一業者であるところからも本来は一括発注すべき工事である。 (37 ページ) (4) 精算書の計算誤りについて 平浄水場加圧脱水工事について、比率相違と計上漏れの誤りが相殺され、精算書上の合計金額は千円未満の端数切り捨て処理となっていることから結果的には影響はなかったものの、注意すべきである。 (38 ページ) (6) 工事費用の減免について 今回の震災では、住所地から他所に長期避難している利用者も多く、漏れなく提出を受けることが困難であることから、水道局独自の判断により、(工事費)免除申請書の提出を不要としているが、(市水道事業給水)条例に反する取扱いをすることについて事後的な承認を受けるほか、利用者負担を特例的に免除する旨を十分に利用者に広報することが必要と思われる。 (41ページ)	緊急時で早急な対応が必要なため、結果として、同一事業者でも別々の班で施工することとなったことから、交通誘導員と初動体制費を別々に支払うこととなったものです。 今後はこのようなことがないよう、適正な事務処理に努めます。 【水道局給水課】 比率相違、計上漏れの計算を訂正しました。 今後は十分な注意を払い、適正な事務処理を行います。 【水道局浄水課】 今回の場合、避難しているため連絡がとれない個人の宅内漏水については、周辺地区の水量水圧を改善するためには放置できず、申請なしでも水道局で修繕を行ったものです。 指摘内容を十分検討し、今後、今回のような災害等が発生した場合の工事費の減免について、要綱の改訂等の対応を図ります。 【水道局勿来工事事務所】

監査結果	講じた措置
(7) 近隣同一種工事の発注について（その2） 極めて近隣の工事が同一日に実施されているのであれば、両工事を1件の工事として認識するか、費用の性質上、初動体制費、安全費（交通誘導員の労務単価）、漏水調査費、重機運搬費はいずれかの工事でのみ計上されるべきである。 また、実際には、両工事を異なる日に実施したのであれば、漏水修繕報告書（修繕日時等）は修繕工事の実態に即して作成するべきである。 （45 ページ） (8) 工事の実態を確認すべきもの 東日本大震災に係る応急復旧工事については、修繕箇所が膨大となったことから、現場確認や竣工検査は書面（修繕報告書や現場写真）上で実施したとのことであるが、作業日時は精算額や見積額にも影響を及ぼすため修繕工事の実態に即した確認を実施すべきである。 （45 ページ） (9) 漏水の減免措置について 今後、今回の震災による状況を反映した（市水道局緊急修繕工事取扱）要綱に改訂が必要である。 また、承認責任を明確化するために免除承認過程の文書化が必要である。 （48 ページ）	両工事は、異なる日に実施したものの、近隣であることから、同日施工として間違って処理したのですが、指摘後、漏水修繕報告書について、実態に即した作業日時に修正しました。 今後はこのような事が生じないよう、事務の適正執行に努めます。 【水道局勿来工事事務所】 漏水修繕報告書について、実態に即した作業日時に訂正しました。 今後は、実態に即した報告書になるよう確認を徹底してまいります。 【水道局小名浜工事事務所】 今後、震災時の状況を反映した要綱の改定を検討し、事務の適正執行に努めます。 また、今回の件に関する承認責任を明確化するため、免除承認過程の文書化を図ります。 【水道局給水課】

監査結果	講じた措置
(10) その他漏水修繕報告書、修繕工事清算書等に係る個別事項について ① 業務委託緊急修繕工事小名浜（その34）中の小災－641、644、651 について 今回の修繕工事では、一旦漏水案件を処理し、AS の合材等不足のため AS 舗装が遅れたもの等と考えられるが、このように工事が分離していると考えられる場合、その理由（いつの漏水工事か、なぜ AS 舗装のみ分離したか等）等を報告書に明記しておく必要がある。 （49 ページ） ② 業務委託緊急修繕工事小名浜（その34）について 当該工事の修繕日時は全て平成 23 年 5 月 24 日であるが、1 日を超える作業量であり、実際の工事日と一致していないものと思われる。 また、何日間工事が実施されたかも不明である。 修繕日時は正確に記載することが必要である。 （49 ページ） ③ 業務委託緊急修繕工事平（その 18）中の給 2 災－88 について 当該工事の委託契約書においては、契約単価項目一覧表に準拠した単価を記載すべきものであったと思われる。 もし、それ（不一致）が記載ミスで生じたものとすればこれら書類間の厳格なチェックが必要である。 （49 ページ）	指摘を受け、漏水工事の実施日、AS 舗装が分離発注である理由などを報告書に記載しました。 今後は、工事の処理状況等に係る報告書の作成について、適正執行に努めてまいります。 【水道局小名浜工事事務所】 膨大な修繕、連日の復旧作業の中で、修繕日時を見誤ったものですが、実態に即した修繕日時に訂正しました。 今後は、このような事が生じないよう、事務の適正執行に努めます。 【水道局小名浜工事事務所】 膨大な修繕、連日の復旧作業の中で、特別出勤費（公道）の単価を見誤ったものです。 今後はこのような事が生じないよう、事務の適正執行に努めます。 【水道局給水課】

監査結果	講じた措置
④ 修繕工事清算書の「特別出動費」の平日深夜以外の単価設定について 契約単価項目一覧表上、今回のような（震災対応として特別出動費を準用する）場合を想定した単価を局内部での承認の上組み込んでおき、また、組合との話し合いの経過等も文書で残しておくべきである。 (49 ページ) ⑤ 修繕工事における「交通誘導員」について 交通誘導員の配置は、工事箇所・日時等によって業者が柔軟に決定していると思われるが、（水道）局の方でも交通安全の見地より必要に応じて誘導員の配置を指示・指導すべきである。 (50 ページ)	今後は局内の承認過程やいわき管工事協同組合との経過を明確にしながら、事務の適正執行に努めてまいります。 【水道局給水課】 膨大な修繕、連日の復旧作業の中で、誘導員の配置指示を失念したものであります。 今後はこのような事象が生じないよう、事務の適正執行に努めます。 【水道局給水課】

監査結果	講じた措置
Ⅱ 下水道について (1) 緊急修繕・随意契約について (i) 随意契約理由について 緊急時とはいえ比較的高額となる（応急復旧）工事である以上、最低限でも複数業者からの見積りを入手する等、競争原理が機能する諸策を導入すべき工事であり、緊急時を理由に一者随意契約とすることは疑問である。 また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の適用については意味不明といわざるを得ない。 (57 ページ) (2) 分割発注工事について 同一期間内に複数あるいは同一の工事を分割して同一の業者が受注する例があり、分割発注することについて東日本大震災を理由とすることに合理的な根拠がないと思われる。 (59 ページ)	東日本大震災に伴う応急復旧であり、道路使用者の安全確保のため緊急性を要したことから、すぐに対応できる業者として、同時期に近隣地区で災害復旧工事を施工していた業者を選定して随意契約としたところではありますが、東日本大震災の対応で事務が混乱していたことと、早急な復旧が必要であったことから複数の見積徴収に至らなかったものです。 また、随意契約の理由については、適用条項を誤ったものです。 今後は競争原理が機能するよう複数の見積を徴収するなど、適正な事務執行に努めてまいりたいと考えております。 【下水道施設課】 分割発注については、次々と不具合箇所が発見され、改修箇所が増えていった結果、同時期に工事を発注する結果となってしまう、契約が整理出来ずにそのまま分割発注としたところ です。 また、業者については、初めに受注可能とした業者をそのまま選定したところです。 東日本大震災の対応で、事務が混乱しており、やむをえない措置であったと考えておりますが、今後は、適正な事業執行に努めてまいります。 【下水道管理事務所】

監査結果	講じた措置
(3) 工事関連証憑について 監査の際、提出を受けた書類では、起工に係る書類上の決裁処理前に工事の作業が進行していた事になっていた。 また、マニフェストについては、監査最終日までには確認できなかった。 工事の関連証憑の日付は、事実を確認する重要な手掛かりになるものであり、渡辺地区農業集落排水処理施設管渠等応急復旧工事（管渠座屈及びマンホール隆起、管渠場舗装復旧）においては書類整備の不備が指摘される。 (60 ページ)	起工兼見積執行伺の決裁日と、交通誘導員の警備業務完了書及びマニフェストの処分受託日の整合が図られていなかったことについては、決裁前に工事作業が進行していたものではなく、別工事の書類であったにもかかわらず、災害対応で事務が混乱していた時期であったことから、十分に確認せず受領してしまったものです。 書類については再提出を求めているところですが、業者においても災害対応にあっていた時期であり、事務が混乱していたことから、書類の提出に時間を要してしまったものです。 その後適正な日付の交通誘導員配置人員報告書とマニフェストを受領したところです。 【下水道施設課】
(5) 現場代理人について 平成 23 年 8 月に市工事請負約款を改正し、現場代理人の兼任を認めることとしたが、危機管理及び防災上の観点から東日本大震災の発生前に実施すべきものであり、遅くとも東日本大震災の発生直後には改定すべきであったと思われる。 (61 ページ)	現場代理人の常駐義務の緩和措置については、福島県が平成22年度から制度を本格導入したこと、平成22年 9 月に国の請負契約書においても現場代理人の常駐義務が緩和されたことを踏まえ、本市においても、導入を目指し、具体的な要件等を検討していたところであるが、東日本大震災が発生し、検討を一旦中断せざるを得なかったものです。 その後、福島県では、工事の安全面において常駐緩和による支障が生じていないこと、さらには本市の東日本大震災の災害復旧工事の本格化が見込まれることを考慮して、本市においても、工事の安全対策の措置を講じた上で、平成23年 8 月に現場代理人の常駐緩和を図ったところでは。 【契約課】

監査結果	講じた措置
(6) 見積書の日付が適正でないもの 見積参加企業中 1 社のみ程度の日付の相違であれば、当該業者の日付記入ミスと考えられるが、参加企業のすべてが同じ誤りをするケースを想定することは極めて困難であり、随意契約に係る書類等の体裁を形式上整えるために担当部署が作成したのではないかという疑念を抱かせる。 (64 ページ)	今回の見積書は、当事務所が前もってデータ様式に件名等を入力して送付したものでしたが、記載した日付が誤っていたもの及び、日付の記載がないまま送付し、業者から未記入のまま提出されたものですが、東日本大震災の対応のため事務が混乱していたことから、見積り合わせ時のチェックができなかったところ です。 その後、日付については確認し、適正な日付に訂正しましたが、今後は、前もって日付を記載することをやめ、見積書の受領に際しては、チェック項目の確認徹底を図り、適正な執行に努めてまいります。 【下水道管理事務所】
(7) 印紙貼付が過少であった工事 応急復旧工事は同時期に多数の契約を締結しているため（印紙の貼付過少が）看過された可能性があるが、契約の締結及び文書の保管に際しては十分な検証を行う必要がある。 (65 ページ)	東日本大震災の対応のため事務が混乱していたことからチェックができなかったことによるものですが、過少であった印紙は追加訂正をしました。 今後は、印紙税法を再確認し、検証を適正に行ってまいります。 【下水道管理事務所】
(8) その他下水道に係る事項 ① 書類の資料不備があるもの ア 管維 15-39 佐糠町一丁目外（その 2） 竣工前と竣工後の工事写真がなく工事経過が不明であった。また竣工図が書類一式になかった。 (68 ページ)	工事経過の写真については、追加することができませんでしたが、今後は、全ての書類に対するチェック項目を再確認し、書類の不備をなくしてまいりたいと考えております。 【下水道管理事務所】

監査結果	講じた措置
イ 管維 15-40 工事写真が書類一式になかった。 (68 ページ) ウ 管維 15-41、48、60 竣工図が書類一式になかった。 (68 ページ) エ 管維 15-57 常磐西郷町外 竣工前と竣工後の工事写真しかな く工事経過が不明であった。 (68 ページ)	不足していた資料を追加し、書類を調べま した。 今後は、全ての書類に対するチェック項目 を再確認し、書類の不備をなくしてまいりた いと考えております。 【下水道管理事務所】 不足していた資料を追加し、書類を調べま した。 今後は、全ての書類に対するチェック項目 を再確認し、書類の不備をなくしてまいりた いと考えております。 【下水道管理事務所】 工事経過の写真については、追加すること ができませんでしたが、今後は、全ての書類 に対するチェック項目を再確認し、書類の不 備をなくしてまいりたいと考えております。 【下水道管理事務所】
② 書類の記載不備があるもの ア 管維 15-39 見積書の見積提出日の記載がなか った。 (68 ページ) イ 管維 15-40 見積結果報告兼契約締結日の決裁 日が空欄であった。 (69 ページ)	記載不備については、確認して修正しまし た。 今後は、全ての書類に対するチェック項目 を再確認し、書類の不備をなくしてまいりた いと考えております。 【下水道管理事務所】

監査結果	講じた措置
(9) 震災発生前の工事について (1) 最低制限価格について 最低制限価格の設定は、最低限の品質を維持する目的にあり、個々の修繕毎に設定されるものであろうが、下水道施設課と下水道管理事務所において取扱いが異なるのは適正ではない。 (69 ページ) (2) 入札者管理について 「入札心得」4(2)で謳われているように、(入札辞退の)申し出は義務付けるべきである。この申し出すら怠るような業者については「入札心得」4(3)にかかわらず、指名選定にあっては考慮すべきである。 (72 ページ)	修繕は、規模の小さい工事と考えられることから、当事務所においては、工事に準ずるものとして、工事と同様に最低制限価格を設定していましたが、今後は、「最低制限価格制度の適用拡大について(依命通達)」等を遵守し、修繕については、最低制限価格を設定しないこととしました。 【下水道管理事務所】 入札辞退する場合、それを申し出ることについては、入札心得に明記しているところであり、これまで入札心得に基づく入札・契約手続きを遵守するよう指名通知書により、事業者に周知しているところです。 また、入札辞退を怠る事業者への対応については、一定の競争性の確保の観点から支障が出るおそれがあることが想定されますが、制度のより一層の適正な運用を図るため、入札心得に基づく入札・契約手続きの遵守について、指名通知書に加え、指名連絡時においても通知することにより、制度を遵守するよう、より事業者への周知を図ってまいりたいと考えております。 【契約課、排水対策課】

監査結果	講じた措置
Ⅲ 道路について (1) 復旧工事設計書項目について 緊急時の簡易設計が、早期着工・完工を目指すための工夫であったことは評価に値する点ではあるが、最低限織り込むべき項目は確保すべきであり、今後同様なことのないよう十分に留意されたい。 (76 ページ) (2) 設計業務委託について 現行の規程上では、(測量調査設計)業者選定窓口の存在が明文化されておらず、例外規定についても明文化しておく必要がある。 (78 ページ) (3) 業務委託契約内容について 今後の契約締結に際しては、「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」を遵守した契約書の締結が望まれる。 (78 ページ)	指摘後は、緊急な工事発注においても、工事内容等を十分に精査し、その内容を設計に反映しております。 【小名浜支所経済土木課】 今回の未曾有の大震災では、市内全域に、災害箇所の掌握さえできないほどの膨大な数の被災箇所を抱え、その復旧作業の基礎となる測量調査設計を迅速に進めるには、まとまった支援体制と経験・機動力等を確実に確保する必要があったことから、緊急・例外的な対応を行ったものです。 その後は、業者選定の窓口を依頼するような業務の委託はしておらず、今後、有事の際にも、例外的な手法はとらないよう留意してまいります。 【道路管理課】 指摘後は、業務委託契約書について、契約の解除等の項目に「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年2月22日制定)第4条第1項に規定する排除措置対象者と認められるとき。」と記載した内容で、契約の締結をしております。 【常磐支所経済土木課】

監査結果	講じた措置
(4) 積算単価の不統一について 積算単価（労務単価）の改定は軽微であるため、本来使用すべき単価により積算しても道路応急対策及び道路災害復旧に係る業務委託の契約金額が積算額及び予定価格を超過するものではないが、積算の検証が形骸化していた可能性がある。 (79 ページ) (5) その他道路工事に係る事項 1. 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の個別事項について ① 書類の整理に不備があるもの ・No18 市道新町前・磐堰線外 今回の監査中、工事台帳が行方不明であり提出されなかった。 (81 ページ) ・No126 市道西原・菅谷線外 ・No127 市道馬場・八幡線外 No126 と No127 では工事写真が逆に入っていた。 (81 ページ) ② 書類の記載に不備があるもの ・No113 市道下平窪・鎌田線外 着手届の金額記載について契約書金額 9,870 千円とすべきところ誤って 8,830 千円と記載されていた。 (81 ページ)	指摘後は、使用すべき積算単価について、十分な精査をして、積算を実施しております。 【常磐支所経済土木課】 監査の時点では、他の発注書類の中に工事台帳が紛れ込んでおり、提出できませんでした。その後、整理を行い、書類を調べています。 今後は、書類管理に留意してまいります。 【道路管理課】 指摘後、書類を精査し、不備について訂正しました。 今後は、書類管理に留意してまいります。 【道路管理課】 着工届の記載金額の誤りについて、訂正しました。 指摘後は、書類のチェックを強化しています。 【道路管理課】

監査結果	講じた措置
③ 書類の資料に不備があるもの ・No128 市道内郷・平線外 内郷・平線 1,480 千円他工事写真が含まれていないものがある。 工事写真は支出の根拠資料であり、それが見当たらないことは問題である。 (82 ページ) ④ 書類間で工期が着工日あるいは完了日と不一致のもの ・No115 市道小島町 17 号線外 実態に即した日付を完了報告日とする必要がある。 ・No122 市道番匠地・下馬場線外 実態に即した日付を契約日とする必要がある。 (82 ページ)	枝路線については、一部写真の添付を省略し、代表路線とともに現地を確認して完了を確認しています。 今後は、提出書類の指導に留意してまいります。 【道路管理課】 今回、任意で提出を受けた作業日報について、別工事・別作業の日報が紛れ込んでいたものと考えられますが、今後は、業務内容及び工事期間等を十分に精査・確認してまいります。 【道路管理課】
2. 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託の個別事項について ① 書類の記載に不備があるもの ・No47 梅ヶ丘 13 号線外 委託業者からの引渡書について引渡日が未記入となっていた。 委託業者の失念と考えられるが、書類チェック時に記入を催促する必要がある。 (82 ページ) 3. 道路応急対策業務委託及び道路災害復旧業務委託の概算設計の工事内訳について 今回は概算設計書作成において緊急対応のため業者主導となったためと推測される。今後は緊急時においても（工事内訳書）記載に統一をもつことが必要である。 (83 ページ)	引渡書に引渡日を記入しました。 指摘後は、書類の確認を強化しています。 【道路管理課】 今後は、業者主導の概略設計書の引用と誤解されないよう、小規模な工事においても、可能な限り公共土木積算基準に基き、チェック機能を働かせながら、適切な工事内訳書により発注できるよう見直します。 【道路管理課】

1 平成 23 年度包括外部監査の対象

「市のインフラ整備について（東日本大震災後の復旧事業を主として）」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 27 年 1 月 26 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
(3) 漏水修繕報告書の入手について（38頁） 「漏水修繕報告書」は、規程・要綱等において業者より徴求する書類としては明文化されていない。市が必要と認め内部的に入手すべきと認めた書類である限り、入手は徹底されるべきであり、規程・要綱等においても明文化すべきである。	修繕工事では、要綱（いわき市水道局緊急修繕工事取扱要綱・第 7 条）の中で、竣工書類である緊急修繕工事見積書及び精算書、位置図、工事写真、竣工図等の提出を義務付けております。「漏水修繕報告書」もこの要綱に規定すべく検討しており、本年度中に同要綱の改定を予定しております。 【浄水課】
(1) 緊急修繕・随意契約について i) 落札率について（58頁） 緊急時による労務費単価等の高騰といった要因もあるが、競争原理が働かない一者随意契約も（工事の）落札率の上昇要因となっている。	本案件は災害に伴う復旧工事であり、早急なる復旧の必要性や僅少な受注可能業者等の状況を踏まえ、一者による随意契約としたものです。 本監査以降は「随意契約締結の指針」及び平成 25 年 6 月に取りまとめられた「随意契約に関する事務執行のための指針」に基づき、適正な事務処理に努めております。 【下水道施設課】

監査結果	講じた措置
(5) その他道路工事に係る事項 2 道路災害復旧測量調査設計委託及び道路災害復旧設計委託の個別事項について ② 各社設計業務取りまとめ代について（83頁） （株）東コンサルタントへの「成果品整理とりまとめ代」支出は、各社設計最終段階のとりまとめ代であり、特定の道路設計にかかるものではないのでこの業務委託に含めるべきではなく、それが必要であれば承認を得た上で、別契約で支出すべきものである。	各社設計業務取りまとめ代を含む業務委託につきましては、東日本大震災に起因する業務のため、指摘以降、同様の委託はしておりません。 今後、同様の業務委託が必要となる場合には、別契約とするよう留意して参ります。 【道路管理課】

1 平成 24 年度包括外部監査の対象

「東日本大震災における子育て・教育環境の整備事業について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 26 年 1 月 27 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
1 被災した小・中学生の就学費用の援助について (6) 支給対象者について (18 頁) 経済的理由に起因しない就学費用の支援はすべきものではない。	平成 25 年度の被災児童生徒就学援助の認定につきましては、震災から 2 年以上が経過している現状に鑑み、申請者に前年所得証明書等の提出を求め、経済状況をふまえて判断することとしました。 【学校教育課】
5 避難所体験合宿（防災キャンプ）の実施について (6) 募集方法を再考すべきもの (33 頁) 市内の子どもたちは、皆東日本大震災を体験しており、参加に積極的な子どもたちから応募の機会を奪わないよう、市内全域に募集をかけるべきであろう。(意見)	平成 24 年度におきましては、公民館のジュニアリーダー学級の受講生を中心に募集をした地区もあったことから、当初の段階から参加者数が定員割れとなってしまったものです。 今回の意見を踏まえ、平成 25 年度におきましては 6 地区ごとに管内の小学校を通じて広く募集の案内を行い、参加者数は市内 45 校から計 199 名となり、定員の 192 名を上回りました。 今後も事業の目的及び内容等を鑑み、適正な事務執行に努めてまいります。 【生涯学習課】

監査結果	講じた措置
7 被災した小中学校の復旧事業について (3)① 契約に係る積算について (60 頁) 委託業務の仕様書に委託料の積算の根拠となった回数の打合せを実施する旨を明示すべきである。(その1) 打合せ協議等の内容については、その都度記録簿を作成し、工事台帳とともに保管することにより、契約遂行の適切性を確保することが必要である。 (その2) 震災による混乱や業者の確保も困難な状況下で、現実に即した積算をすることはやむを得ないことと考えるが、労務単価を積み上げて積算すれば本件の積算額を上回るのであれば、当初から裁量によらず本来の算定方法により積算すべきであったと考える。(その3) (3)②ア) 公有財産の取壊し手続について (64 頁) 市財務規則では、公有財産である建物を取壊す場合には、予め財政部長、市長の決定を受けることとされているが、江名中学校武道場棟・技術室棟解体工事において、決定を受ける前に解体工事に着手し、事後的に起案書「教育施設の用途廃止及び取り壊しについて(伺い)」(田人中学校屋内運動場及び江名中学校武道場棟・技術室棟)を教育委員会総務課から財政部長宛に、用途廃止の意思決定前に工事を着工してしまった旨の文書を発出し、事後承認を受けている。 市の公有財産の管理上、取壊し前の事前意思決定は重要な内部統制上のプロセスであり、事後承認を受けるような事例が再発しないよう市全体で徹底すべきである。	指摘後は、委託業務の仕様書に、委託設計に基づき、業務に必要な打合せの回数を記載することとしました。 【教育施設整備室】 実施した打合せについては、記録簿を協議毎に作成し、工事関係書類とともに保管することとしました。 【教育施設整備室】 指摘後は、測量業務の積算において、福島県の積算基準等に則して積算することとしました。 【教育施設整備室】 取壊しを予定している公有財産については、予め施設の一覧表を作成し、事務の進捗状況に合わせて管理することとしたほか、工事担当課との連絡体制を強化するなど再発防止に努めております。 【学校支援課】 各部等の長に対し、市財務規則を遵守し、公有財産の適正な管理に努めるよう指導するため、平成25年5月22日付で「市財務規則の遵守と公有財産の適正管理について(通知)」を通知したところです。 【管財課】

監査結果	講じた措置
現場代理人の常駐義務緩和については、平成 23 年 8 月 16 日に市工事請負約款を改正し、同日以降に公告及び指名通知する一部工事について現場管理人の常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとしたほか、平成 24 年 3 月 21 日に常駐緩和対象工事の拡大を図っているが、危機管理及び防災上の観点から東日本大震災の発生前に実施すべきものであり、遅くとも東日本大震災の発生直後には改定すべきであったと思われる。 (その 2) (3)③ 契約に係る内部統制について (69 頁) 工事の監督員に係長の職にある者が選定された場合には、係長としての書類の査閲は、監督員以外の係長職にある他の者又はその上席者（課長補佐等）が行うよう配慮すべきと思われる。（意見）	現場代理人の常駐義務の緩和措置については、福島県が平成22年度から制度を本格導入したこと、平成22年 9 月に国の請負契約書においても現場代理人の常駐義務が緩和されたことを踏まえ、本市においても、導入を目指し、具体的な要件等を検討していたところであるが、東日本大震災が発生し、検討を一旦中断せざるを得なかったものです。 その後、福島県では、工事の安全面において常駐緩和による支障が生じていないこと、さらには本市の東日本大震災の災害復旧工事の本格化が見込まれることを考慮して、本市においても、工事の安全対策の措置を講じた上で、平成23年 8 月に現場代理人の常駐緩和を図ったところです。 なお、東日本大震災からの復旧・復興工事が完了した後も、同様の震災等が発生した際に即時に対応できるよう、現場代理人の兼務条文については、引き続き規定しておくこととします。 【契約課】 指摘後は、監督員以外の係長職にある他の者又はその上席者が査閲を行うよう是正しました。 【教育施設整備室】 監督員による工事契約時及び工事着工後の書類の確認等に係る留意事項について、平成 25 年 7 月 17 日付で各部等に通知したところです。 【契約課】

1 平成 24 年度包括外部監査の対象

「東日本大震災における子育て・教育環境の整備事業について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 27 年 1 月 26 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
2 奨学資金の貸与について (4) 債権管理体制の整備 (23頁) 市の債権管理体制については、平成22年度の包括外部監査でも指摘されているところであるが、平成22年度の報告書の中で抽出された債権は一部回収している案件もあるが、ほとんど回収が進んでいない状態である。	平成26年度において、奨学資金返還金徴収事務要領を定めたところであり、今後は、本要領に基づき、適切かつ効率的な回収事務に努めます。 【学校教育課】

1 平成 25 年度包括外部監査の対象

「市の債権事務の執行について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 27 年 1 月 26 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
2 公営住宅使用料について (2) 入居中で長期にわたる滞納者に係る対応について (65頁) 入居者の公平性を確保する観点から、分納の履行状況を厳格に管理し、遅滞なく明渡し請求又は明渡し訴訟に移行すべきである。	市営住宅使用料等の滞納月数が 3 ヶ月以上の者に対しては、催告書を送付し、指定期限内の一括納付を指導しており、一括納付が困難な場合については、分納誓約書を徴し、計画的な納付を指導しているところです。 納付指導に従わない滞納月数 6 ヶ月以上となる滞納者に対しては、最終催告書を送付し、来所指示による窓口での納付指導を行っているところですが、納付指導に従わない者へは、住宅明渡し予告書、退去勧告書を送付し継続して納付指導を行うとともに、納付ができない場合の退去について指導しているところです。 また、滞納月数 12 ヶ月以上又は滞納額が 15 万円以上となる悪質滞納者については、条件付使用許可取消書を送付し、納付及び指定期限後の市営住宅の明渡しを求めており、指示に従わない者については、訴訟対象者とし、市営住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求める訴状を提出しているところです。 なお、分納の履行状況については、現在も管理しているところですが、より適切な管理に努めてまいります。 【住宅課】

監査結果	講じた措置
3 広域農業開発事業償還金について (2) 早期の措置の必要性について (70頁) 平成18年度の包括外部監査時の指摘に対しても、市は措置をしておらず債権保全の状況は何ら変わっていない。 滞納者が畜産経営からの撤退や連絡が取れないなど、事態はさらに悪化していることから、債権保全に向けた早期の措置が必要である。	広域農業開発事業は、大規模な牧場の建設等、農用地の造成を中心とした事業であり、事業参加農家からは農用地開発公団法に基づき制定した「いわき市農用地開発公団事業負担金等徴収条例」により負担金を徴収するとともに、締結した「いわき区域農用地開発公団事業に係る農業用施設譲り渡し等契約」により対価を徴収してきたところではある。 しかし、大規模事業故に償還負担額が多額であったことに加え、現地の地形地質には合わなかった農地造成による災害発生や農畜産物の輸入自由化以降の畜産物価格低迷等により、事業参加農家の経営は、極めて深刻な打撃を受け、平成18年度の包括外部監査指摘時点でも、多くの債務農家が畜産経営から撤退していました。 このようなことから、個々の農家経営・生活実態に応じた納付指導を行ってきたところですが、現時点では償還に応じられるだけの資力がない者だけが債務農家として残り、債務の法的整理も含めて話し合いを行っている状況にあります。 今後は、所在不明となっているものについては戸籍附票の請求や現地聴き取り調査により所在を把握して引き続き徴収事務を行うほか、登記等の公簿閲覧で債務農家名義の財産の発見に努め、その担保提供又は換価処分を促し、債権の保全等に取り組んでまいります。 【農業振興課】

監査結果	講じた措置
4 災害援護資金貸付金について (1) 債権回収努力を行うべきもの（73頁） 市として財産を守っていく上で、また、回収できないと認められるものについては適正な不納欠損処理を行う上でも、債務者の状況の把握を適切に行っていく必要がある。 5 奨学資金貸付金について (1) 回収努力が継続されていないもの（77頁） 震災があったことを考慮しても、時効は進行しており、また債務者の現況も変化していくことから随時、適正に回収努力を継続していく必要がある。 (2) 連帯保証人への請求を確立すべきもの（77頁） 債務者からの直接回収に支障を来している状況下では、連帯保証人に対する代位弁済の請求も、債権回収のために積極的に行っていく必要がある。	災害援護貸付金にかかる債権については、適正な債権管理を行うため、改善策等を検討しているところ。 まずは、債務者の現況調査を行い、回収の可否の把握に努めてまいります。 【保健福祉課】 今年度、奨学資金返還金徴収事務要領を策定したところです。今後は、本要領に基づき、債務不履行となっている現年分・過年分の返還金について、奨学生本人及び連帯保証人に対し計画的に請求を行い、効率的な回収事務に努めてまいります。 【学校教育課】 今年度策定しました奨学資金返還金徴収事務要領に基づき、まずは、連帯保証人に対し奨学生本人への納付指導依頼を行い、その経過を見て連帯保証人への請求を行うこととします。 【学校教育課】

監査結果	講じた措置
(3) 相続人に対する請求を行うべきもの（78 頁） 債権回収において、法的に可能な相続人に対する請求を自ら放棄することなく、市の債権保全に取り組んでいく必要がある。 6 学校給食納付金について (1) 催告等、適正な措置を講じるべきもの（78 頁） 平成 21 年度以降、催告を実施していない状況は、その債権管理として適正なものとは言えず、適正な管理を実施していく必要がある。 (2) 分納誓約書の提出状況について（78 頁） 時効を中断させる効果が生じる催告を実施していない状況の中で、分納誓約書が提出されていることが、債権回収の実現性を担保するものと考えられるが、分納誓約書の提出状況について、市として管理していない状況は、適正なものとは言えない。	今年度策定しました奨学資金返還金徴収事務要領に基づき、債権保全に取り組んでまいります。 【学校教育課】 平成 25 年度の出納整理期間終了後の 6 月に、各学校より滞納者現況報告書の提出を受け、現在、学校支援課において催告対象者を選定するため、各学校と調整しているところです。 なお、催告書については、平成 26 年度中に送付する予定としております。 【学校支援課】 平成 25 年 10 月に、各学校から、分納誓約書の提出状況や履行状況が記載されている滞納者現況報告書の提出を受け、現在は市で把握しているところです。 【学校支援課】

監査結果	講じた措置
7 不適正保管廃棄物に係る原状回復事業費について (1) 財産調査をすべきもの（82頁） 平成24年度の徴収額は42千円に過ぎず、市が負担する行政代執行による求償可能な事業費19,779千円に遠く及ばない。更に今後、国の環境基準が強化されることとなれば事業費（求償費）は増加の一途をたどる可能性が高い。 現在、〇社の代表者は空き缶処理等の業務を、T社の代表者は建設業を営んでいるが、債権保全のための個人保証はなされていないのが現状である。 僅少な徴収額に満足することなく、個人保証も含め強制執行を念頭に入れて然るべき財産調査を実施し、市の債権（求償権）の速やかな保全に努めるべきである。	指摘のあった債権保全のための個人保証については、当事者の意思表示がなければ、代表者「個人」へ求めることができないことから、代表者「個人」の同意のもと財産調査を行うとともに、個人保証の同意を得るため交渉も行いましたが、〇社及びT社の代表者兩人ともに市の債権保全に資するような財産は確認できず、個人保証についても、保証人としての資力がない等の理由から、同意を得られませんでした。 こうしたことから、今後も引き続き原因者である「法人」に対し、納付額の増額交渉を含めた徴収を粘り強く行うとともに、適切な滞納処分を行い、市の債権保全に努めます。 また、今後も個人保証や強制執行を念頭に入れ、法人の活動状況や、個人の資産状況の把握に努めて参ります。 【廃棄物対策課】

監査結果	講じた措置
10 下水道事業に係る債権について (2) 強制執行による回収を図るべきもの(92頁) 地方税の滞納処分と同様に、裁判手続きによらず自力の強制執行権を有しているにもかかわらず、下水道使用料及び受益者負担金についてはこれまで、給与差押等の強制執行を実施していない。 督促に応じない滞納者については、現況を確認し、収入の状況に応じて強制執行による回収を図るべきである。 12 税外収入全般について(94頁) 督促手数料や延滞金の徴収は、納付期限までに納付する市民との公平性を図るとともに、納付期限までに納付するインセンティブを確保する観点からも重要であり、全庁的に「いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」を周知し、統一的な運用を図るべきである。	債権の回収につきましては、市民負担の公平性を確保する観点から、重要であると認識しており、今後、さらに強制執行を含めた滞納整理の体制の充実を図ってまいります。 【排水対策課】 「いわき市諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」を周知するとともに、税外収入に係る督促手数料及び延滞金に係る取扱いの適正化を図るため、各部等に対し通知文を送付したところです。 【財政課】

1 平成 26 年度包括外部監査の対象

「水道事業（簡易水道を含む。）、下水道事業における財務事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

平成 28 年 1 月 22 日

3 措置通知の内容

監査結果	講じた措置
(66頁) 意見 4 契約事務は適切に行われているか (入札不調に伴う随意契約について) 一般競争入札が不調となり、随意契約に移行したが、工事延長による工事総額の上昇につながることで、復興工事等で引受業者が限定されているという理由では、不十分である。 緊急の修繕など、年度内に工事を完了させなければならないという明確な理由の記載が必要である。 (66頁) 意見 4 契約事務は適切に行われているか (入札不調に伴う随意契約について) 入札参加資格の要件を「市内業者」とせず、広く近隣自治体の業者も参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性があることから、当該契約の入札参加資格の要件は妥当性に欠ける。 広く近隣自治体の業者に参加要件を認めることで、より経済性を発揮できた可能性がある。	今後は、随契契約とせざるを得ない緊急を要する内容について、随意契約理由書に明確に記載し、適正な事務処理に努めてまいります。 【水道局総務課】 入札参加資格の要件については、「いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」に定める発注標準のほか、工事の種類及び規模などに応じて、入札参加者の施工能力及び地域要件を定めている選定基準を業者選定委員会において定め、これに基づき条件を設定しております。 本件につきましては、この条件に基づき、参加者の地域要件を「市内業者」としたものです。 今後も、適時に基準の見直しを図るとともに、公平性、客観性に留意して要件を設定して参ります。 【水道局総務課】

監査結果	講じた措置
(66頁) 指摘事項 4 契約事務は適切に行われているか (契約締結伺の記載不備について) 「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日の記載が漏れており、文書等取扱規程に違反している。 すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。 (72頁) 意見 4 契約事務は適切に行われているか (契約書類簿冊の整理について) 委託契約において完成確認を行っている書類（現場写真）の整備に不十分な点が散見された。 完成確認は、書類により行っているとのことであるため、今後は書類の整理を矛盾なく行い、検査時に内容の確認を行うべきである。	決裁日の記載漏れについては、追記しました。 今後は、決裁日の記載に遺漏がないよう、適正な事務執行に努めて参ります。 【水道局総務課】 完成確認の際、書類の確認が不十分であったことから、書類の整理を行いました。 今後は、写真の撮影時期等を含め、矛盾のないよう書類の整理を行い、検査時の内容確認を徹底するなど、適正な事務執行に努めて参ります。 【水道局工務課】

監査結果	講じた措置
(72頁) 指摘事項 4 契約事務は適切に行われているか (公益社団法人いわき市シルバー人材センターとの随意契約に係る公表について) 契約の締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等が公表されていたが、一部の公表データが誤って削除されており、その状態を放置していることは、公表されている情報に格差が生じており問題である。公表すべきデータの状況を常にモニタリングすることは必要であり、データの更新時には特に注意が必要である。 また、随意契約の相手方とした理由の公表内容について、他の自治体の公表理由を参考に見直す必要がある。	契約の締結前において、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準等については、局ホームページにて公表していましたが、契約締結後、前年度分の公表データを削除する際、誤って今年度分の公表についても削除してしまいました。また、契約結果後に公表すべき内容の一つである、随意契約の相手方とした理由については、「地方公営企業法施行令の規定によるもの、高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定する契約であること」として公表していましたが、他市の公表理由を参考に見直しを行い、「契約の相手方として透明性と公平性が確保されており、また、平坦地にある水道施設の除草業務等、高齢者でも作業可能な業務であり、雇用機会の確保及び安定した人員の確保が図れるため」の内容を理由の一つとして追加し公表することとしました。 今後、公表の際には、複数人員で内容の確認を行うとともに、公表後においても公表すべき内容が適正に局ホームページに掲載されているかについてのモニタリングを行うこととし、細心の注意を払い適正な事務執行に努めて参ります。 【水道局工務課】

監査結果	講じた措置
(77頁) 意見 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（固定資産シールの貼り付けについて） 現場視察を行った施設内の固定資産については、水質管理センターを除いて、固定資産番号シールを貼付していなかった。 適正な財務報告、維持管理計画の策定、横領等の不正を回避するために、固定資産番号を作成し、シールとして貼り付け管理すべきである。 (77頁) 意見 5 財産管理・物品管理は適正に行われているか（固定資産シールの貼り付けについて） 固定資産の実地調査については、少なくとも年1回は実施し、固定資産原簿との照合を行うべきである。 固定資産の管理は公営企業において、特に重要な経理の一つであることから、固定資産明細などにより、定期的な管理、更新を徹底すべきである。	固定資産のうち、管理のためのシールの貼付可能なものについては、総務課でシールを作成し所管課へ配布しておりますが、貼付が漏れたものであり、所管課へ指示し、貼付しました。 今後は、貼付漏れがないよう、適正な事務執行に努めて参ります。 【水道局総務課】 水道事業は、多額で膨大な固定資産を有しており、会計事務においては、非常に重要な部分を占めていることから、管理においても正確性が求められるため、固定資産シールなどの識別シールによりその識別を容易にしたうえで、少なくとも年1回程度の実地照合は実施すべきと思われます。 しかし、水道事業の固定資産は、その殆どが地中に埋設された管路や水道プラントなどの施設であり、また膨大な件数となっているため、すべての固定資産を対象に識別シールを貼付し、年1回の実地照合を行うことは期間的、人力的な部分からも極めて困難な状況となっております。 なお、識別シールの貼付や実地照合の可能な資産（車両運搬具や工具器具及び備品）については、それらを実施し、固定資産全体の管理方法については、今後検討した上で適切に対応して参ります。 【水道局総務課】

監査結果	講じた措置
(78頁) 指摘事項 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（久之浜浄水場における固定資産台帳の不備について） 固定資産台帳に登録誤りがある。 資産の実態に合わせて、固定資産台帳を修正すべきである。	固定資産台帳を修正しました。 今後は、記載誤り等のないよう、適正な事務執行に努めて参ります。 【水道局総務課】
(78頁) 指摘事項 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか（大利ポンプ場 流量計（メーター）の固定資産台帳の転用未処理について） 再利用した一般家庭用の流量計（メーター）について、貯蔵品から固定資産への転用処理がなされていなかった。 一般家庭から回収した流量計（メーター）について、利用可能なものを転用した場合は、会計上適正な転用処理を施すべきである。	末端排泥管理用に試験的に設置したもので、一時的な使用のため、適正な手続きを経ず安易に転用していたものです。 現在、当該メーターは撤去しておりますが、今後は、転用した場合は報告を徹底し、回収したメーターを再利用する場合は、再評価してたな卸資産に計上した後、庫出処理を行う等、適正な会計処理に努めて参ります。 【水道局総務課】

監査結果	講じた措置
(84頁) 意見 6 情報セキュリティ対策は適切に行われているか 担当課が所管するUSB等は、年一回のたな卸を実施しているが、その検証の証跡が確認できなかった。 管理状況や責任の所在を明らかにすべく、たな卸の実施日付、確認者、USB保管場所、管理の状況等、たな卸結果を証跡として残すべきである。 (149頁) 指摘事項 4 契約事務は適切に行われているか (等級別格付に関する発注標準の相違について) 格付基準、発注標準の改正を行った際に、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」の一部改正が行われていなかった。	たな卸の実施はしているものの、書類等の整理が不十分であったことから、たな卸実施に関する簿冊の整理を行いました。 今後は、記載内容に遺漏がないよう留意し、セキュリティ対策に関して、適正な事務執行に努めて参ります。 【水道局経営企画課】 格付基準及び発注標準の見直しについては、それぞれ平成 23 年度中に意思決定を受け、平成 24 年 4 月から実施してきたところでありますが、本要綱の所要の改正が行われておらず、実際の運用と要綱の内容とに齟齬が生じていたことから平成 26 年 12 月 16 日付けで要綱の一部改正を行ったところであります。 今後は、同様の事例が生じないよう再発防止に努め、適正な事務執行に努めて参ります。 【契約課】

監査結果	講じた措置
(153頁) 指摘事項 4 契約事務は適切に行われているか (契約締結伺の記載不備について) 「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日の記載が漏れており、文書等管理規定に違反している。 すべての起案文書について、再度記載を徹底するように取り組まれない。 (160頁) 意見 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか(鎌田ポンプ場用地の管理について) 用地が空地となっているが、近隣住宅工事等で業者の車が不正使用(駐車)されている状況であった。 行政財産として管理している以上、用地境界を明確にし、不正使用が行われないように定期的に見回り、看板等の設置などを行うべきである。 (161頁) 意見 5 財産管理・物品管理は適切に行われているか(北部浄化センター内に保管されている発電機の管理状況について) 保管状況は、野ざらしの状態となっているため、部分的に使用するとは言っても管理方法に問題がある。 後日、使用するということから、当該資産の管理状況については、ビニールシートなどを掛け直すなどの対応が必要である。	指摘を受けた「入札結果報告兼契約締結伺」の決裁日については、記載しました。 今後は、職員間のチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めて参ります。 【生活排水対策室経営企画課】 現在、当該用地については、不正使用防止策として、侵入防止柵の設置を行ったところ です。 なお、今後は適正な管理に努めて参ります。 【生活排水対策室経営企画課】 ビニールシートの掛け直しを行いました。 なお、今後は適正な管理に努めて参ります。 【生活排水対策室経営企画課】

監査結果	講じた措置
(164頁) 意見 7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか（排水設備の接続義務に対する市の取組みについて） 「下水道接続件数集計表」により、未接続件数を把握しているが、担当課での明確な解消策の検討が行われていない。 未だ水洗化への切替を行っていないケースについて、今後の解消見込が具体化されていない。	水洗化の促進については、水洗化普及嘱託職員等による個別訪問等を行うことにより水洗化率が平成 24 年度末 87.4%、平成 25 年度末 89.1%、平成 26 年度末 90.5%と、年々向上しているところであります。 これまで訪問件数・接続件数等について情報共有を図りながら普及促進に努めてきたところでありますが、今後は市としての方針を整理する場として、水洗化普及嘱託職員を交えた会議を開催し、下水道接続義務違反解消に向けた課題や意見の集約を図り、協議を行って参ります。 【生活排水対策室経営企画課】
(166頁) 意見 7 下水道事業の実施に当たり適用される法律が適切に適用されているか（下水道法第10条第1項但書の適用について） 温泉街を中心とした一帯での供用開始を契機として、平成14年度に新たに減量認定割合を設定したが、当時の算定根拠と現在の計算結果が相違しているか否かについては、検討していない。	平成 27 年度における温泉水使用量に対する浴槽排水の量を算定したところ、平成 14 年度に設定した割合とおおむね同等であることを確認いたしました。 今後は、適宜浴槽排水の量を検証して参ります。 【生活排水対策室経営企画課】